無料職業紹介所業務運営に関する規程

秋田ふるさと農業協同組合
無料職業紹介所

（目的）

第1条　秋田ふるさと農業協同組合（以下、「当組合」という）は、組合員が農業の職業に対応した補助労働力を効率的に確保するため、事業を運営する無料職業紹介所（以下、紹介所という）との間に規程を定め、事業を円滑に運営することを目的とする。

（求人）

第2条　紹介所は、当組合の組合員が行う農業の職業に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理するものとする。ただし、その申込みの内容が法令に違反し、賃金、労働時間等の雇用条件が不適当である場合はこのかぎりではない。

②　求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により申し込むものとする。直接来所できない場合は、郵便、ファックス又は電子メールで申し込むものとする。

③　求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示しなければならない。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示しなければならない。

（求職）

第3条　紹介所は、当組合の組合員が行う農業の職業に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理するものとする。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合はこの限りではない。

②　求職の申込みは、本人が直接来所し、所定の求職票により申し込むものとする。

③　常に、日雇い又は臨時的な労働に従事することを希望する場合は、紹介所に特別の登録をしておき、本人の申し出により求職申込みの手続きを省略するものとする。

（紹介）

第4条　求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努力するものとする。

②　求人者には、その希望に適合する求職者を選定するよう努力するものとする。

③　紹介所は、求職者に、従事することとなる業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、書面の使用による明示が出来ない場合は、あらかじめ書面の交付又は電子メールにて明示するものとする。

④　求職者を求人者に紹介する場合は、紹介所が紹介状を発行し、求職者が当該求人者へ持参する方法とする。

⑤　求人、求職の申込みについて、紹介所は責任をもって紹介の労をとらなければならない。

⑥ 紹介所は、労働争議に対する中立の立場をとり、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をしてはならない。

（その他）

第5条　紹介所で取り扱う職種の範囲は、当組合の組合員が行う農業の職業とする。

② 紹介所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図り、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応するものとする。

③ 雇用関係が成立後、求人者、求職者は紹介所にその報告をしなければならない。また、雇用関係が成立しなかった場合も同様に報告しなければならない。また、紹介所の紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6カ月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から紹介所にその報告をしなければならない。

④ 紹介所は、求職者又は求人者から知り得た個人情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

⑤ 紹介所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いをしないものとする。

⑥ 紹介所の取扱業務の範囲は、求人者は組合員に限り、求職者は国内、取扱職種は農業の職業とする。

⑦ 紹介所の業務に関する運営は、職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営し、当事業にかかる問い合わせは、紹介所担当者が受け付けるものとする。

⑧ 紹介所が、広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示は行わないものとする。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正依頼があった場合や、紹介所が当該情報が正確でない又は最新でないことを確認した場合には、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じるものとする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会で行う。

附　則

この規程の改正は、令和4年10月1日から施行する。